

令和2年5月28日

県立分水高等学校保護者 様

県立分水高等学校長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための健康観察について（お願い）

このことについて、お子様の健康状態を注意深く観察し、下記に留意され対応していただきますようお願いいたします。

記

1 家庭での健康観察について

- 毎日、自宅で体温を計測し、体温記録表に記入して学校に提出してください。
- 家庭での健康観察で、発熱や風邪症状のある場合は、自宅で休養してください。

2 医療機関等への受診について

- 以下の症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」又は「かかりつけ医療機関」に電話などで相談してください。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
 - ・基礎疾患のある人の場合は、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ※症状が4日以上続く場合や強い症状と思う場合は、必ず上記機関に相談してください。解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。
- 「帰国者・接触者相談センター」は、すべての都道府県で設置しています。詳しくは、以下のURLからご覧いただけます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- 生徒だけでなく、同居されている方もご自身の健康状態に留意し、上記の症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」又は「かかりつけ医療機関」に電話などで相談するようにしてください。

3 基本的な感染症対策の徹底について

- ご家庭においてもご指導をお願いします。
 - ・人混みの多い場所をはじめとして、不要不急の外出は避けること。特に、持病がある方は、より一層注意すること。
 - ・こまめに手洗いをする。特に、帰宅時や食事前などには、石けんを使って、手を洗うこと。
 - ・外出時は原則としてマスクを着用し、咳エチケットを守ること。
 - ・抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心掛けること。

4 学校への連絡について

- 体調不良で欠席する場合の他、以下の場合は、学校に連絡を入れてください。
 - ・生徒本人が感染者となった場合
 - ・生徒本人が濃厚接触者となった場合
 - ・生徒本人がPCR検査を受ける場合
 - ・同居されている方が感染者となった場合

電話番号 0 2 5 6 - 9 8 - 3 1 3 8 （1学年直通番号）
 0 2 5 6 - 9 8 - 3 1 4 2 （2学年直通番号）
 0 2 5 6 - 9 8 - 3 1 4 0 （3学年直通番号）